

## 浜松駅北口地下広場等の使用許可に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和39年条例第34号。以下「使用料条例」という。）浜松市公有財産管理規則（以下「管理規則」という。）及び浜松駅北口地下広場等の管理に関する規則（平成27年浜松市規則第83号。以下「広場等管理規則」という。）に基づき、浜松駅北口地下広場及びその地上部分を使用しようとする者に対する許可に関する事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下広場 別表1に掲げる区域をいう。
- (2) 地上部分 別表2に掲げる区域をいう。
- (3) 地下広場等 地下広場及び地上部分をいう。

### (許可の基準)

第3条 地下広場の使用は、「浜松駅北口広場の管理運営に関する協定書」の目的に則り、中心市街地の活性化やにぎわいの創出等に寄与する公共的な活動又は事業に取り組む団体に限り、これを許可するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

2 地上部分の使用は、運輸事業及び利用者の利便の増進等の用に供する目的で使用する場合に限り、これを許可するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地下広場等の使用を許可しない。

- (1) 歩行者の通路が十分に確保できないおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

### (使用の許可)

第4条 次に掲げる行為をするために地下広場等を使用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

- (1) 運輸事業の用に供する行為
- (2) 催事その他これに類する催し

- (3) 物品の販売、募金、署名活動その他これらに類する行為
- (4) 業として写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化やにぎわいの創出等に寄与する活動

2 前項の使用許可を受けようとする者は、管理規則第9条の規定に基づき、行政財産使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出は、申請者が地下広場等を使用しようとする20日前までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による申請書の提出があった場合は、市長は、これを受理した日の翌日から起算して10日以内に当該申請に係る行政財産の使用を許可するか否かの決定をするものとする。

5 市長は、前項の決定をした場合は、規則第9条に基づき、行政財産使用許可書を交付する。

(使用許可の期間)

第5条 地下広場等の使用許可の期間(以下「使用期間」という。)は、1年以内とする。

(使用許可の条件)

第6条 第4条の使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地下広場等の美化に努めること。
- (2) 視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないこと。
- (3) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)、浜松市屋外広告物条例(平成17年浜松市条例第153号)その他の法令に抵触しないこと。
- (4) 歩行者の通行部分は4m以上確保すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。
- (5) 樹木等を損傷しないこと。
- (6) 地下広場の使用によって収益を得ようとするときは、その方法についてあらかじめ市長の承認を得ること。
- (7) 地下広場の使用によって得られた収益は、中心市街地の活性化やにぎわいの創出等に寄与する公共的活動又は事業に充当すること。

(原状回復)

第7条 第4条の使用許可を受けた者が、当該許可に係る使用期間の終了後は、直ちにこれを原状に回復すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(使用料の減免)

第8条 都心のにぎわい創出を目的として地下広場を使用する場合で、広告を伴わないと

きには、使用料条例第4条第1項第2号の規定により、使用料を免除できるものとする。

2 運輸事業及び利用者の利便の増進等の用に供する目的で地下広場等を使用するときには、使用料条例第4条第1項第2号の規定により、使用料は浜松市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第49号。以下「占用料徴収条例」という。）に準じた額に減額できるものとする。

3 平成23年4月12日付けで市が定めた、路上屋外広告物取扱方針、JR浜松駅北口広場への屋外広告物占用取扱い及びJR浜松駅北口広場等へ設置する屋外広告物許可設置基準に従い、地下広場に屋外広告物を設置する場合は、使用料は占用料徴収条例に準ずるものとする。

4 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（光熱水費等の負担）

第9条 地下広場等の使用者は、地下広場等の使用に当たり電気及び給排水設備を使用するときは、電気料及び水道料の実費に相当する額を負担しなければならない。

（調査及び報告）

第10条 市長は、地下広場等の使用者に対し、地下広場等の使用状況について随時報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 地下広場の使用者は、使用期間終了後、速やかに浜松駅北口地下広場使用報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し）

第11条 市長は、地下広場等の使用状況が第5条第3項のいずれかに該当するときは、規則第9条に基づき、使用の許可を取り消すことができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、行政財産の使用許可に関する事務処理要領に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。



年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請人 住所又は所在地

氏名又は名称



行政財産使用料減免申請書

次のとおり、行政財産を使用するにあたり、使用料の減免を申請します。

1 使用物件

2 使用目的

3 使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 減免理由

第2号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請人 住所又は所在地  
氏名又は名称

印

浜松駅北口地下広場使用報告書

浜松駅北口地下広場の使用状況について、次のとおり報告します。

- 1 活動内容
- 2 活動期間
- 3 活動主体
- 4 集客数
- 5 収益
- 6 備考